



機関別評価における
大学及び短期大学の創意工夫を促すための弾力的措置
—概要及び手続—

2025年7月 公益財団法人 大学基準協会

Contents

1 背景

2 措置の内容

背景

評価の歩み

大学：2004～2010
短大：2007～2012

第1期

自己点検・評価の実質化

大学：2011～2017
短大：2013～2019

第2期

内部質保証の構築・機能化

大学：2018～2024
短大：2020～2024

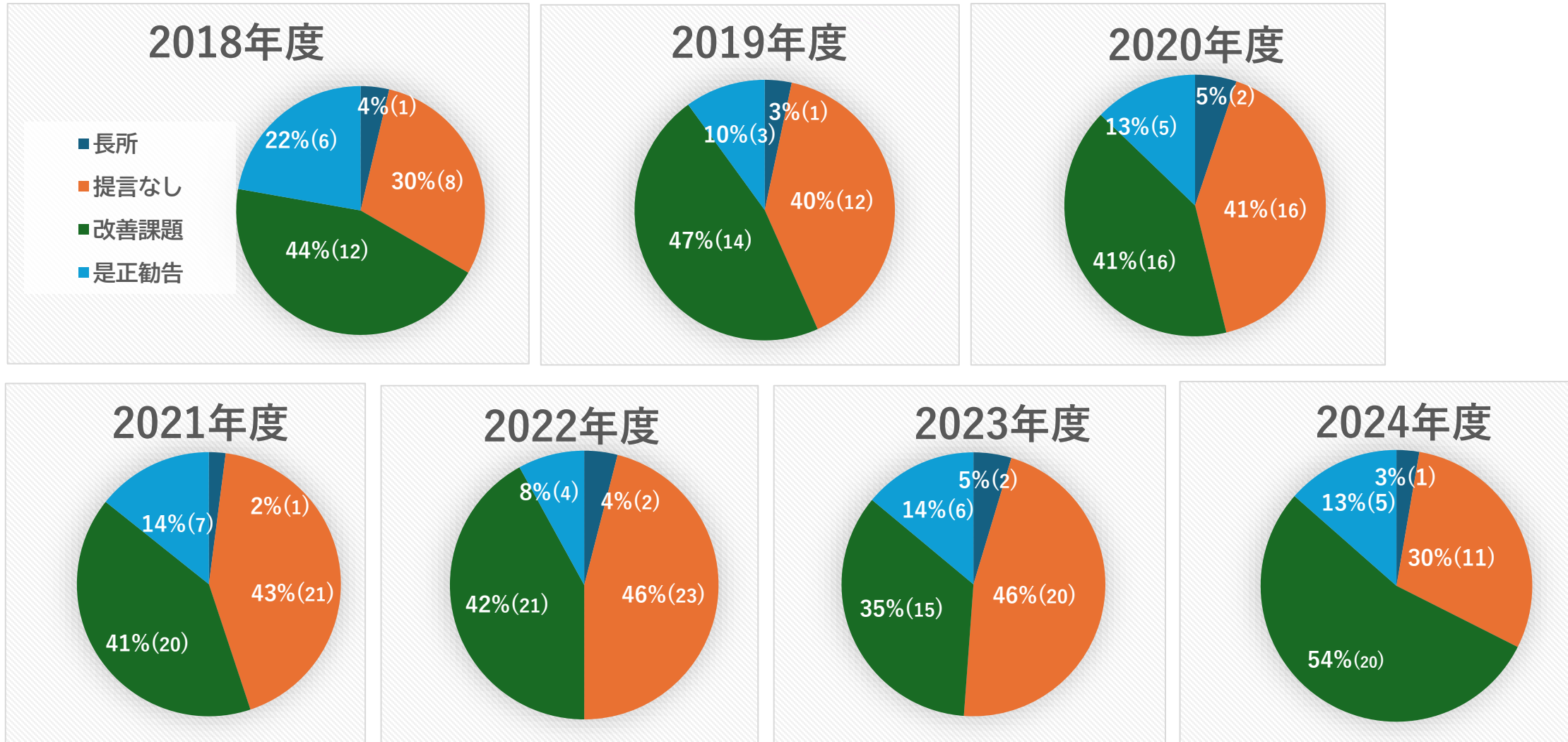
第3期

内部質保証システムの有効性



評価の歩み

大学評価における内部質保証に関する提言の傾向



評価の歩み



自己点検・評価の実質化



内部質保証の構築・機能化



内部質保証システムの有効性



学習成果を基軸に据えた
内部質保証の重視とその
実質性を問う評価

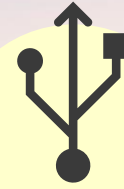
社会の動向と大学と評価

大学の使命

大学は、学問の自由を尊重し、高度の教育及び学術研究の中心機関として、豊かな人間性を備えた有為な人材の育成、新たな知識と技術の創造及び活用、学術文化の継承と発展等を通して、学問の進歩と社会の発展に貢献するという使命を担っている。
(大学基準より)



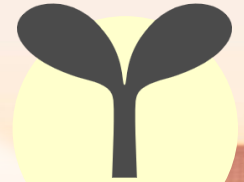
人口減少



技術革新



グローバル
ゼーション



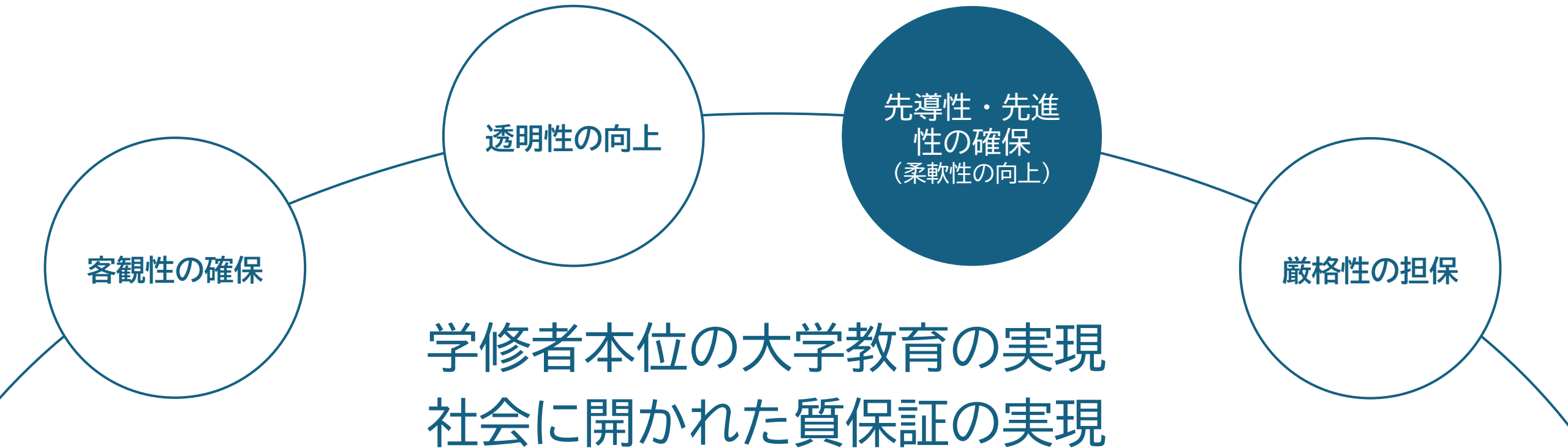
持続可能な
発展

急速な社会の変化
新たな社会のテーマ

大学には、使命やそれをいかに果たすかを常に問い続けることが
これまで以上に求められている。

こうした要請に応える
評価の実現

質保証システムの改革の方向性（１）



「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」（審議まとめ）
中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（2022年3月18日）

質保証システムの改革の方向性（２）

社会との人材の往還により大学教育を充実させ、より学修者本位の大学教育を実現していくためには、大学は**社会変革を促すための知と人材の集積拠点として、先導的・先進的な取組を常に行い続けることが期待されている**。これらの取組の実行可能性を保証し推進するために、質保証システムは、**常に変化し続ける社会に対応するための柔軟性を確保する必要がある**。例えば、時代の変遷に対応した教育研究組織を容易に編制可能とするよう、最低限の水準を厳格に担保しつつ大学設置基準の柔軟な運用を可能とすることや**内部質保証の体制・取組が優れている大学に対しては認証評価の負担を軽減するといった弾力的な取扱いを可能とし、大学の創意工夫を促していくことが必要であろう**。

認証評価制度の改善・充実の方向性

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

○認証評価で内部質保証の体制・取組が特に優れていることが認定された大学に対しては、次回の評価においてその体制・取組が維持・向上されていることを確認しつつ、評価項目や評価手法を簡素化するなど弾力的な措置を可能とする。

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」（審議まとめ）
中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（2022年3月18日）

質保証システムの改革の方向性（3）

評価対象大学等において、内部質保証体制が整っており、その体制に即した取組がなされていると判断される場合には、次回の評価においてその体制や取組が維持、向上されていることを確認しつつ、評価項目や評価手法を簡素化するなどの弾力的な措置について検討するとともに、その検討結果の速やかな実施に努めること。

（「「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」を踏まえた各認証評価機関における取組の充実等について（依頼）」令和6年3月29日 文部科学省高等教育局長）

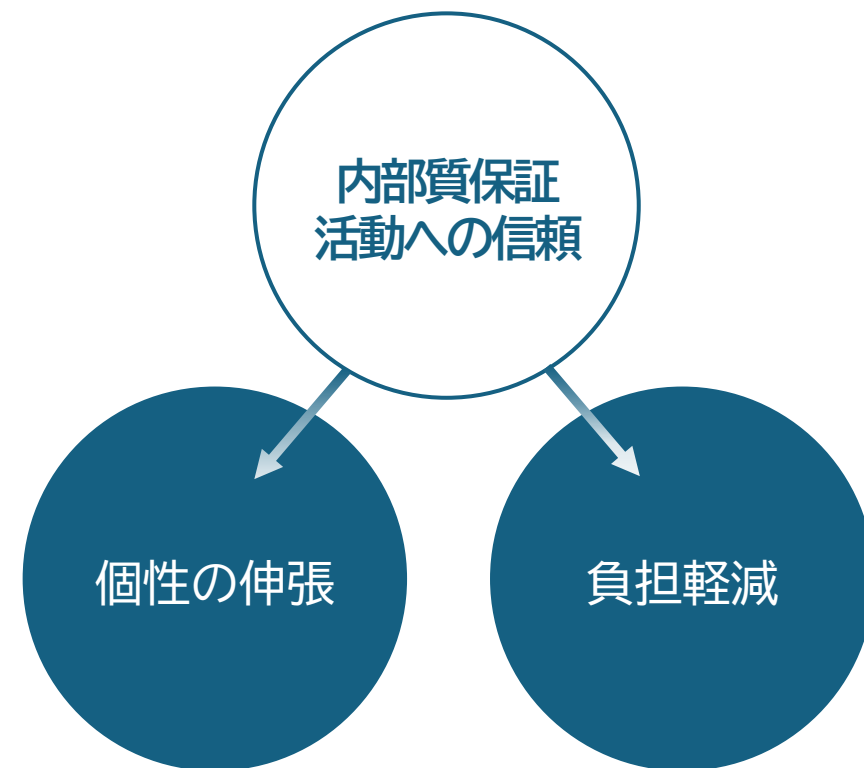


措置の内容

概要

各大学の自律的な質保証活動への信頼を基礎に、創意工夫によるさらなる個性の伸張と、それによる理念・目的の実現を後押しすることを目的に、一定の要件を満たしている大学に対して弾力的な措置を実施。

「点検・評価報告書」の「現状分析」の記述について、評価項目ごとでなく、章ごとに作成することを選択できる（一部を除く）。



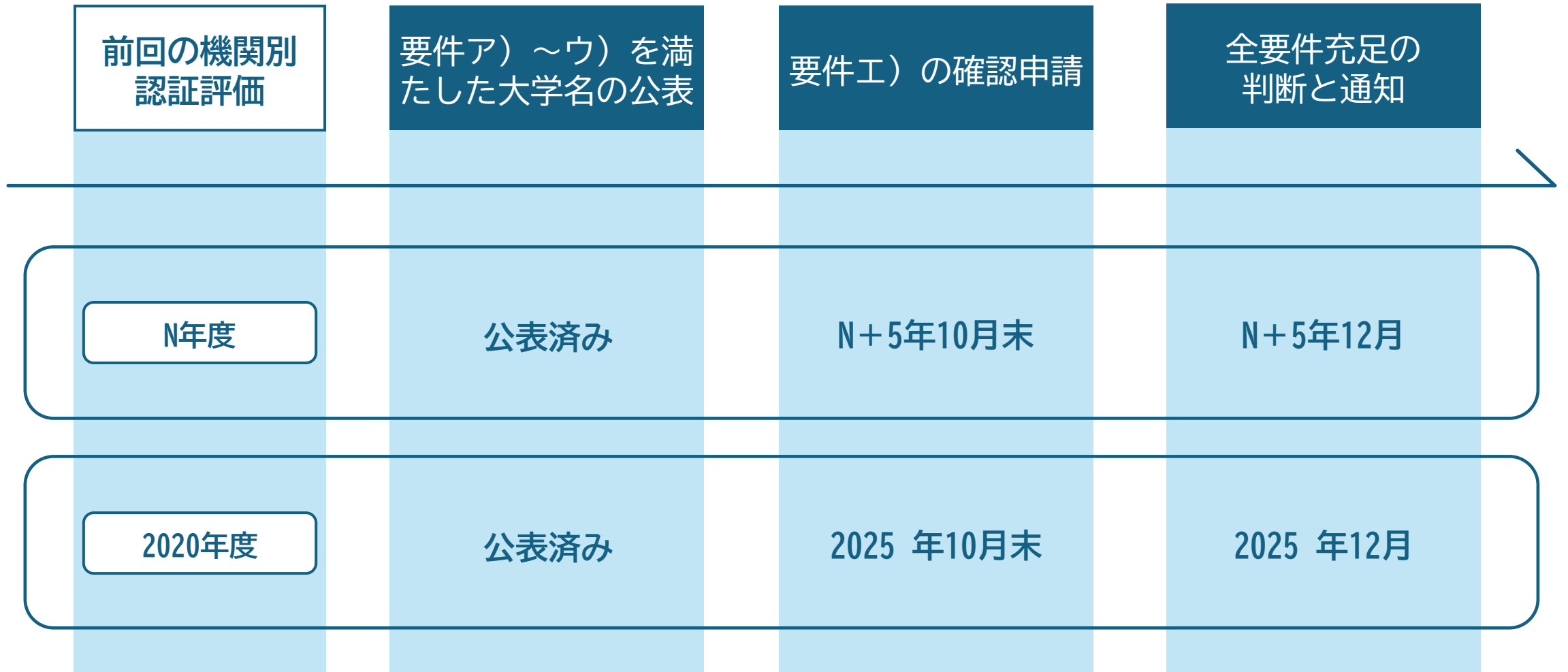
要件

前回の第3期機関別認証評価において以下の要件を満たすこと。

- ① 適合の判定を受けている。（追評価により適合となった場合を除く。）
- ② 前回の第3期認証評価の評価結果が、以下の全要件を満たしている。
 - ア) 基準2「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。
 - イ) 基準4「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。
 - ウ) 基準4「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。
- ③ ①及び②を満たしたうえで以下の要件を満たす。
 - エ) 弾力的措置の対象となることの確認を求める時点において、前回の機関別認証評価以降に自己点検・評価を実施した実績があり、その結果を公表している（全学的な内部質保証活動を対象とした自己点検・評価は必須とする）。

※ 改善報告書の検討結果において、②のア)～ウ)の要件にかかる事項の改善が認められると判断された大学も要件を満たすものとして扱う。ただし、指摘を受けた事項の一部について引き続き改善が求められている場合は、要件を満たさないものとして取り扱う。

手続



要件工) の確認申請

- 提出書類
弾力的措置にかかる申請書 (大学評価ハンドブック 様式17)
- 要件
弾力的措置の対象となることの確認を求める時点において、前回の機関別認証評価以降に自己点検・評価を実施した実績があり、その結果を公表している (全学的な内部質保証活動を対象とした自己点検・評価は必須とする)。
- 提出先

daigaku<at>juaa.or.jp(大学基準協会 評価事業部 評価第1課 宛て)
<at>を@にしてください。

出来ること・求められていること

適用要件を満たす大学



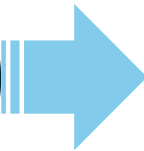
- ✓ 内部質保証の仕組み(システム)を有している
- ✓ 内部質保証の仕組みが機能している = PDCAサイクルの機能
- ✓ 教育の質が一定程度保証できる状況にある
 - ▶ 教育において大きな問題(著しく質を損なう状況)は生じていない
 - ▶ 学習成果の把握・評価に取り組んでいる(+教育改善への活用)



本協会として「内部質保証の取り組み・活動」に信頼できる大学

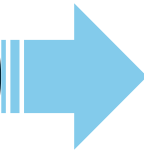
大学自身が「重点を置いて取り組んでいること」を明確にする必要あり

個性の
伸長



大学が重点を置いて取り組んでいる事項の取り組み状況、効果・成果、改善・向上に焦点を当てた評価

負担
軽減



大学自らが重点を置いて取り組んでいることに焦点を絞った点検・評価 ⇒ 点検・評価報告書の記述負担減



「点検・評価報告書」の「現状分析」の記述について、評価項目ごとでなく、章ごとに作成することを選択できる(一部を除く)。

点検・評価報告書の構成イメージ

通常

基準4 教育・学習

基本情報一覧

1. 現状分析

評価項目①

.....
.....。

.....
.....。

評価項目②

.....
.....。

.....
.....。
.....。

弾力的措置 の場合

基準4 教育・学習

基本情報一覧

1. 現状分析

学士課程

.....
.....。

大学院

.....
.....。

オンライン教育

.....
.....。

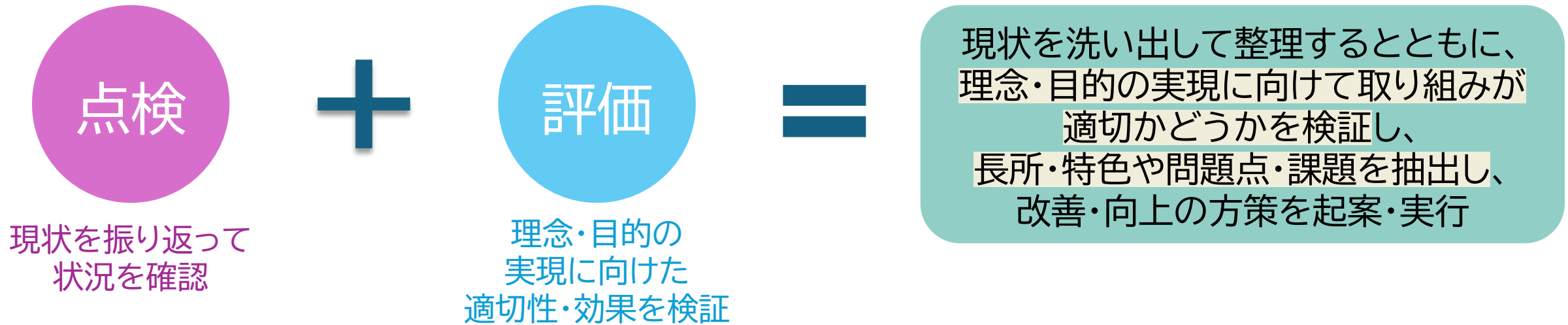
博士課程教育プログラム改革

.....
.....。

項目立ては任意



「弾力的措置」適用時の留意点



*なぜ自己点検・評価をする必要があるのか？

- ・ 大学は自律的な組織 → 自らの状況を把握し、理念・目的の実現・達成度を検証
自己点検・評価の結果を活用して次の改善・改革につなげる
- ・ 社会に対する説明責任の履行 → 取り組みの概要、取り組みの成果や理念・目的の達成状況を周知

*自己点検・評価に際して工夫すべきことはあるのか？

- ・ 自己点検・評価は自らが振り返って行うものであるため、客観性を高める工夫が必要
→ 説得力のあるエビデンスとわかりやすい表現

●「弾力的措置」の適用に関する留意事項（これまでにお問い合わせのあった事項より）

適用要件をすべて満たしている（ア～エの条件を満たす）となった後に…

- ・適用要件をすべて満たしているとなった後に、点検・評価報告書の一部の基準のみ弾力的措置を使用することについては、大学の判断に委ねます。
- ・点検・評価報告書の作成にあたって弾力的措置を使用しないと決定した場合には、事務局までご一報ください。
※弾力的措置を適用する大学を担当する評価者には、措置に係る別途の研修・説明を行うことを予定しています。
- ・弾力的措置を使用した点検・評価報告書の作成にあたっては、草案の段階で、事務局までご相談いただけますと幸いです。
※制度導入から間もないため、当面の間は事前にご相談に応じさせていただきたいと思っております。
草案確認の事前相談については、下記の連絡先までお願いします。

ご相談はこちらまで。

問い合わせ先

公益財団法人 大学基準協会 評価研究部 企画・調査研究課
<https://www.juaa.or.jp/> ☒kikaku<at>juaa.or.jp（制度の趣旨等の問い合わせ）
☒daigaku<at>juaa.or.jp（申請に関するご相談）
<at>を@にしてください。